

沿岸広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年7月21日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町中里字林の下138番4地先から中島字中島115番20地先まで	新	A 84.8~22.1 m	m 1,773.3
	旧	A 84.8~22.1	1,773.3
		B 22.0~5.0	1,214.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和5年7月21日から同年8月21日まで